

## 第 5 号議案

### 亀岡市地域公共交通会議条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市地域公共交通会議条例（平成 29 年亀岡市条例第 22 号）  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

### 亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

亀岡市地域公共交通会議条例（平成 29 年亀岡市条例第 22 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「協議するため」を「協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に必要となる事項を協議するため」に改める。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 網形成計画の作成及び実施に関する事項

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 5 会長が必要と認めるときは、交通会議は書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市地域公共交通会議条例の一部  
を改正する条例案要綱

- 1 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、亀岡市地域公共交通会議を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する協議会とすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。